

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第10号

平成30年第3回（9月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年9月28日

蓮田白岡衛生組合  
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成30年10月5日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成30年第3回定例会 会期 10月5日 1日間

応招議員（12名）

1番	本 橋	稔 議員	2番	菊 池	義 人 議員
3番	齋 藤	隆 宗 議員	4番	高 木	隆 三 議員
5番	船 橋	由 貴 子 議員	6番	鈴 木	貴 美 子 議員
7番	鬼 久 保	二 郎 議員	8番	黒 須	大 一 郎 議員
9番	関 口	昌 男 議員	10番	齋 藤	信 治 議員
11番	大 倉	秀 夫 議員	12番	田 中	秀 行 議員

不応招議員（なし）

平成30年第3回(9月)蓮田白岡衛生組合議会(定例会)会議録

平成30年10月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第7号～議案第9号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明
- 9 議案第7号の内容説明
- 10 議案第7号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第8号の内容説明
- 14 議案第8号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第9号の内容説明
- 18 議案第9号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議員派遣について
- 22 副管理者の挨拶
- 23 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	本橋	稔	議員	2番	菊池	義人	議員
3番	齋藤	隆宗	議員	4番	高木	隆三	議員
5番	船橋	由貴子	議員	6番	鈴木	貴美子	議員
7番	鬼久保	二郎	議員	8番	黒須	大一郎	議員
9番	関口	昌男	議員	10番	齋藤	信治	議員
11番	大倉	秀夫	議員	12番	田中	秀行	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

中野敦一	蓮田市 環境課長	安野弘之	白岡市 環境課長
内田薫	代表監査 委員		

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
安西勝美	会計 管理者	折原浩幸	事務局長
黒崎晃	次長兼 庶務課長	齋藤晃	廃棄物 対策課長
小林秀之	施設課長	藤井勇年	リサイクル 推進課長

事務局職員出席者

書記 土橋秋宏	書記 中太裕司
書記 片岡司	書記 中山和夫
書記 高橋利男	書記 中里直樹
書記 中野泰孝	

---

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○高木隆三議長 9月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

12番 田 中 秀 行 議員

1番 本 橋 稔 議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日10月5日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

折原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第7号～議案第9号の一括上程

○高木隆三議長 議案第7号ないし議案第9号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木隆三議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成30年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに対しまして、まずもって厚く御礼申し上げる次第でございます。また、議員の皆様方には、お忙しい中ご参集賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは両市をはじめ当組合進展のため、議員の皆様には、多大なるご尽力をいただいておりますことも重ねて御礼申し上げる次第でございます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正は、主に廃棄物の処理手数料の改正を行うものでございまして、前回の改正からごみ処理手数料につきましては10年が経過し、し尿処理手数料につきましては、25年が経過していることから、当組合の諮問機関でございます廃棄物減量等推進審議会で廃棄物処理手数料の見直しについてをご諮問申し上げ、慎重審議賜り、その答申を受け今回の改正の上程となったものでございます。

次に、議案第8号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,676万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,419万9,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、分担金において、ごみ焼却施設での補修工事がふえたことから、蓮田市及び白岡市に対し分担金の増額をお願いするものでございます。また、前年度の繰越金が確定したことから、繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費において委託業務の契約額が確定したことによる執行残を減額補正するものでございます。また、工事請負費において、管理棟での修繕工事を行う必要が生じたことから増額をお願いするものでございます。

次に、3款衛生費においては、委託料として計量システム更新業務委託費、工事請負費としては焼却炉補修工事等についての増額補正と、執行額の確定した事業費の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第9号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をしたところでございます。歳入総額は15億6,362万1,137円、歳出総額は15億3,306万445円でございます。歳入歳出の差引額は3,056万692円でございます。実質収支額につきましても同額でございます。この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員さんの審査をいただいておりますので、意見書を付してご提案申し上げます。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決、ご認定を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明が終わりました。



◎議案第7号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

今回の改正は、第32条の2の別表に規定されております廃棄物処理手数料の改正でございまして、平成30年3月に当組合廃棄物減量等推進審議会から廃棄物処理手数料の見直しについて答申をいただいたことから、その趣旨に沿ってご提案するものでございます。

審議会からの答申の内容につきましては、本年6月議会で行政報告いたしましたとおり、組合へ直接搬入する際の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料、市民のご自宅にお伺いして収集する粗大ごみ手数料、し尿収集手数料及びし尿処理施設使用手数料につきまして、いずれも手数料収入よりも実際の処理経費が大きく上回っていることから、受益者の公平な負担を勘案し、手数料の増額が必要であるのご意見でございます。参考資料といたしまして、答申書の写しを議案の後ろに添付してございますので、詳細につきましては、ご参照いただきたいと思います。

それでは、各手数料の改正内容につきまして順次ご説明申し上げます。議案の次に添付してございます手数料改定の概要をごらんいただきたいと思います。まず、1のし尿処理手数料でございますが、一般家庭においては、1人につき月額334円を400円に、1世帯月額382円を500円に、多人数の出入りする場所及び簡易水洗便所等については、10リットル当たり86円を105円にそれぞれ改めるものでございます。

次のページの2のごみ処理手数料でございますが、搬入ごみに係ります家庭系、事業系の一般廃棄物処理手数料につきましては、10キログラム当たり143円を220円に改めるものでございます。戸別収集する粗大ごみ手数料につきましては、1件につき1,905円の範囲内であったものを2,000円の範囲内に改め、収集1回につき1,000円を加算した額とさせていただきます。

次に、産業廃棄物処理手数料は、10キログラム当たり239円を320円に改めるものでございます。

次の3のし尿処理施設使用手数料でございますが、一般汲取りし尿につきましては、事例がほとんどないことから項目を削除し、浄化槽汚泥については、現状の重量による料金徴収に合わせ、1.8キロリットル当たり220円だったものを10キログラム当たり2円とするもので、実質的には10キロ分当たり約0.8円増額となるものでございます。また、この算出基準によることが著しく実情にそぐわない場合が生じたときに備え、「必要により管理者が定める額」とすることを加えるものでございます。

その他の改正といたしまして、別表全体を通しまして文言整理を行っております。



なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第7号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、菊池議員。

○2番 菊池義人議員 2番、菊池義人です。ただいまの説明に対しまして質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、答申についてなのですけれども、こちら20名の方でしっかりと審議されたのは、確認させていただきましたが、賛成した方、反対した方、人数だけで結構なのですけれども、これをちょっと報告していただくことはできませんでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 審議の中で反対意見はございましたけれども、最終的には全員の方に賛成していただいております。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 では次に、参考資料のほうのし尿処理手数料のほうです。こちらのほうを計算の仕方についてちょっと説明を求めたいのですけれども、改正後、1人につき月額400円、1世帯につき500円となっておりますが、この計算方法としては、例えば3人家族だった場合、3人掛ける400円の1,200円、そして1つの家であれば1世帯ということで500円という形で、400掛ける3で1,200、それにプラス500円という形で計算されるという形でよろしいでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 そのとおりでございます。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 続きまして、また今と同じものになりますが、これについては、備考の欄に「便槽1か所につき、1月1回のくみ取りを基準とする」と書かれておりますが、これは便槽を使っている市民の方に対して、委託業者が月1回定期的に巡回しているという形で受け取ってよろしいですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 基本的には月1回、ご利用者のところに収集に行っております。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 では次に、次のページのほうに行きまして、ごみ処理手数料について質問させていただきたいと思えますけれども、こちら蓮田白岡環境センター、基本はごみステーションに緑の袋に入れてもらったのを収集業者さんが収集するというのが大前提だと思えますが、そんな中で、いろいろな事情がある中、一般家庭の方で持ち込みがあったりする内容だと思うのですが、こちらの粗大ごみ、一般家庭へ事業系粗大ごみと上から3つ目に粗大ごみとありますが、こちら粗大ごみと書いてあるところは、環境センターのほうで粗大ごみを取りに行っておつちに預かってくるという考え方でよろしいですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ご利用者の方から事前に予約を受け付けまして、日程調整をさせていただいた上で、収集業者さんのほうが戸別に収集しております。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 ありがとうございます。そうしたら、また今の粗大ごみの改正後のところの項目を見ての質問になりますが、1品目に2,000円と書かれていますが、たしか品目ごとというか大きさごとというか、多分単価が2,000円以下で各机、テーブルとかいろいろ単価が決まっていると思いますが、収集1回につき、ここには書かれていないですけれども、5品目まで収集することができて、その1回に対して1,000円を加算されるという形の考え方でいいかどうかお願いします。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 1回の収集に、おっしゃるとおり5品目まで収集することができますけれども、その1回の収集につき、このたび1,000円を加算させていただくということでございます。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 では次に、産業廃棄物の部分についての質問なのですが、ここの衛生組合では、基本は市民のごみを受け入れるという形だと思いますが、現状として1日1立米受け付けていると思います。その1立米なのですけれども、これ10キロ当たり幾らという計算になっているので、大体比重として1立米軽トラに1台積んでくると何キロぐらいになるか、例として結構なので、ぴったりではなくていいので、ちょっとわかりますでしょうか。比重どれくらいかというのは。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 大変申しわけございません。持ってくる物によって比重は大分変わってきます。大変申しわけございません。具体的に数字をちょっと述べることはできないのですが、例えば金属系のごみを持ってくる場合には、当然比重は非常に大きくなりますし、逆に廃プラ、軽いビニール系統ですとやっぱり量に対しまして比重は非常に小さくなるかなというふうに思われます。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 1台当たりの単価に考えるとどれくらい金額が上がるかというのは、要するにちょっと正確には、正確というか伝えるのは難しいという答弁に近いなど、今大体わかったのですが、現実問題として、産業廃棄物として市内で中小企業、特に小企業ですか、従業員さんの少ない企業さんが、ストックヤードも狭い中、そして人件費、人もそんなにいない中、多分1日1台をうまく工面しながら持ってきたりして利用されている方です。距離が近いから持ってくるのか、大手企業とかでしたらもう本当にアームロールを手配してコンテナに積んでトン袋に入れて持って行く、そういった手配もできますけれども、中小企業の、特に小企業の事業を支える上で、ちょっと今までこれ大分貢献していたのではないかなと思う中ですが、審議会の中では、その辺に対する意見とかもあったでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今、産業廃棄物の関係でございますが、特に審議会の中で大きく議論されたことはございませんけれども、ただ中小で余り廃棄物の量が出ない事業所さんに対しましては、私どもの組合のほうで、特に廃プラスチック、こちらについての排出が目立つということもありまして、そこを特別に業務委託で収集できる体系を整えました。これも指定ごみ袋という制度を準用しまして、今70リットルの袋で、廃プラスチックだけではございますが、そちらの事業所から直接回収するシステムというものを確立しておりまして、そちらのほうで大変好評いただいているというふうに自負しております。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 ちょっと私もこれを見たときにいろいろ考えたのですが、例えば1立米を受け入れるに当たって、今まで軽トラ1台1立米だったのを1.5立米とか、2立米になるとちょっと山になってしまうのであれなのですが、そうやって受け入れ量を増量するという考え、もしくはそういった意見等はあったでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 審議会の中では、その辺のところは話はございませんでした。ただ、私どもの環境センターは、基本的には一般廃棄物処理施設でございますので、産業廃棄物につきましては、法的には受け入れることができるという、できる規定がございます。ですので、現状約1立米という制限をさせていただいて受け付けておりますので、量をふやすということは、今のところ考えておりません。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 あと、それとちょっと受け入れに対しての質問なのですが、現状として、多分蓮田市と白岡市で樹木の伐採、剪定等の業務委託等で発注された業務の中で、例えば市の約款で、生木等の処分はどこどこに持っていかなければいけないと、多分ほかの市町村だとそういったのが見られるのですが、環境センターでもそういった業務委託で受けた生木等、パッカ

一車もしくは4トンドンプ等で受け入れとかは、現在していますか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 例えばですけれども、公共工事関係で伐採するような枝木類は、仮にそれが市役所関係であるならば免除申請で受け付けております。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 では、この7号議案が可決された場合は、今話した多分金額等は、産業廃棄物扱いになるのでしょうか、それとも事業系という扱いになるのでしょうか、単価としては。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 枝木類につきましては、まず基本的に一般廃棄物でございますので、産業廃棄物には該当しません。それで、民間の方が、あるいは一般の方が持ってくる際には、事業系の一般廃棄物の手数料でいただいております。今お話がありました公共施設関係につきましては、免除申請で受け付けておりますので、手数料は発生しておりません。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 それでは、再度確認になりますけれども、今の話からいくと、市が発注した業務委託で発生した生木等の年次委託で受け入れた分に関しては、値上げとしてはどのような形になりますか。値上げされるかされないかという意味です。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 繰り返しになりますけれども、市役所関係、公共のところの業務委託で発生した枝木類については、免除申請で受け付けておりますので、手数料はかからないこととなります。

○高木隆三議長 2番、菊池義人議員。

○2番 菊池義人議員 わかりました。今のでとりあえず市の発注する業務に対して設計価格がいきなり変わるということはないというふうに私は受け取りました。わかりました。では、了解しました。

以上で私の質問を終わります。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中です。まず、議案第7号ですけれども、本来これ粗大ごみの収集とし尿処理と分けて議案提出すべきだったと思うのです。これは別に質問ではないです。まず、そこでお伺いしていきますけれども、今回先ほど冒頭説明の中でも、ごみ処理については10年、し尿処理については25年値上げしてこなかったというのがあったのだけれども、今回の改正率で見ると、値上げ率でここに示されたものを見ていくと、54%とか34%とか、金額ではなくて率で直していくと19.8%、大きな値上げなのです。今回、粗大ごみの収集とかでも品目によって、今ここに

出ているのはあれですけども、一番想定されている値上げ率、何%になりますか。率です。額ではないです。率。一番マックスは何%ですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 粗大ごみ処理の収集手数料をちょっと例にとらせていただきますけれども、今まで1品、一番小さい額で477円を収集に行っていた場合を例にとらせていただきますと、今回500円にそれを改正させていただいた上にて、プラス1,000円が加算されるということになります。が一番率的には高くなるかなと思います。

〔「率聞いております」と言う人あり〕

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 約3倍になります。

〔「300%ということですよ。300%のものを……」と言う人あり〕

○高木隆三議長 一旦挙手をしてください。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 一番高いところで300%の値上げということですよ。それは、多分ごみ処理のことを10年間放置していたということです。今回審議会の資料を見ると、平成27年度実績に基づく手数料比較表、これ平成29年3月17日、訂正版が作成されていますけれども、ここに値上げした場合の分担金のシミュレーションが出ております。何でこれ議案の中に入っていないのですか。議案書には入っていないではないですか。審議会の資料には、この手数料改定後の歳入予測、そのシミュレーション出ています、審議会の資料で、これ出ています。議案書に入っていないのですけれども、これ見ると両市の分担金が値上げ改定されると約4.4%ぐらいですか、分担金が出るというような予測になっているのですけれども、書いてあります。皆さん多分持っていないからわからない。何で出していないのですか、議案書で。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 今回議案のほうの参考資料として審議会のほうの分担金の比較表を添付しなかったということでございますけれども、今回参考資料といたしましては、審議会の議論の取りまとめでございます答申書のほうを添付させていただきました。この条例にどこまで参考資料をつけるかという部分かと存じますけれども、組合といたしましては、この審議会の答申書を添付することによりまして、ご理解いただけると考えておりまして、そういった形で上程させていただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 答申書を添付したからご理解くださいとあって、私たちはここで議決するのですけれども、答申書で値上げをオーケーしているから、今の発言は、では議会に諮らずも理解してくれということでしょう。答申書だけつけて。私が問題視しているのは、分担金、要は審議会で

今回料金改定されたときに歳入予測出ているわけです。これが。答申書には、答申書あるからそれを見て理解してくれとって、何のための議会ですか、これ、そうしたら。4%の要は分担金が減るといような予測が出ているのですから、それは必ず守れるのですか。答えられるなら答えてください。議場配付したらどうですか、これ。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 大変申しわけございませんでした。こちらの審議会での手数料の比較と分担金の率がどう変わるのか、こちらの資料を配らせていただきたいと思います。

〔「暫時休憩だ」と言う人あり〕

○高木隆三議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時54分

○高木隆三議長 現在員12名であります。

再開いたします。

齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 大変失礼しました。お配りしました資料のほうを簡単に説明させていただきます。

まず、A3判でお渡ししました資料のほうから、資料2をごらんいただきたいと思います。まず、上の段、1、搬入ごみ手数料になりますけれども、向かって左側の表が27年度実績でございます。その矢印の右側に料金を改定したならばということで、恐らくこれぐらいふえるであろうという数字を示させていただいたものでございます。同じように、中段になりまして、②の粗大ごみ手数料、こちらにつきましては、477円の品物が3,550点、953円の品物が2,304点、1,905円の品物が399点、収集件数が2,348件ございました。これを同じように右側に品目ごとに500円、1,000円、2,000円に改定したほか、1件に当たり運搬手数料1,000円加算させていただいたものとしまして、改定後で恐らくふえるであろう金額が279万7,190円になるというものでございます。

続きまして、資料3のほうをごらんいただきたいと思います。3番、し尿処理手数料になります。こちらも向かって左側が27年度実績をもとにして作成したものでございます。上の段、し尿汲取り処理手数料、こちらについては市の清掃券のほうでございますけれども、均等割券382円が6,928枚、一人券が1万4,942枚でございます。これは3人の家族編成で試算させていただいたものでございます。これを右側のほうに向かいまして、料金改定後の表となっております、改定後にふえるであろう金額が一番右側の数字369万6,749円でございます。

下の段、し尿処理施設使用手数料、こちらにつきましては、27年度実績としまして、左側になりますけれども、1万3,596.78キロリットル入っております。1.8キロリットル当たり220円を、向かって右側、このときの資料では、1.8キロリットル360円になっております。今回、条例を上程させていただいたものの中には、10キログラム単位で2円というふうに記載させていただいているかと思えますけれども、1.8キロリットル換算では360円になるというものでございます。この改定後、ふえるであろうものが113万7,749円、一番右下の大きな数字、改定後の差額合計、①、②、③、④を合計しますと8,192万6,048円になるというものでございます。

下のグラフなのですが、資料2と資料3は同じグラフを使用させていただいております。これは、歳入の全体の構成を円グラフで示させていただいたものでございます。

続きまして、お配りしています資料のA4サイズのほうの小さい表になっているものがあるかと思えます。こちらにつきましては、埼玉県内の処理手数料の一覧になっております。原則としまして、これは埼玉県さんのほうでまとめた資料をもとに作成させていただいております。まず、ごみ処理手数料、そして2枚目が粗大ごみ手数料、3枚目がし尿処理手数料で、4枚目が浄化槽処理手数料の調査のものになっております。

資料の説明は以上になります。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 資料のほうありがとうございました。さっきの続きで質疑いたします。

今回提案している理由が、受益者負担とかの公平性の観点のところが一番大きいのかなというふうに感じるのですけれども、先ほどの答弁の中で、今回提案されている値上げで一番大きい増減率を見ると、300%の値上げ率を今回提案しているわけです、事実ですよ、これ。大問題です。なおかつ産業廃棄物34%とか、軒並み30%とか50%を超える値上げ率もあるので、その割には、この分担金の歳入予測がマイナス3.7%しか変わらない。いや、マイナス3.7%も変わっているのかもしれませんが、余りにも受益者負担、公平性というところの観点から考えても非常に不公平です。し尿処理については25年間、ごみ処理には10年間値上げしてこなかった。恐らく消費税今後予想される値上げもあるかと思うのですけれども、ここに来てマックス300%の値上げで、粗大ごみについて、産廃については50%から30%の値上げ。公平性の観点といっても、歳入予想マイナス3.7%、明らかに不公平です。

そこでちょっとお伺いしたいのですけれども、私はとてもではないですけれども、蓮田白岡に特に事業をなりわいをしている事業者の方、これなおかつ来年予測されている消費税増税とあわせて、こんなの、要は答申書はそういう値上げになっていますけれども、読むと、もろ手を挙げて賛成しているようには思えないのです。私の所感ですけれども。ここで思うのは、こういう値上げ用の議案を提案していて、一番かなめなのは、その結果、事業者の方は多分これ価格転嫁できないですよ、恐らく消費税増税とあわせて。値上げ率を。そんな中で、歳入予測の分担金マイナス3.7%、これ

は担保できますか。来年度予算出たときにマイナス3.7%、必ずこの部分はマイナスで計上してくれますか、教えてください。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ただいまのご質問ですが、組合の予算につきましては、手数料収入、それからほかの財産収入ございますが、それに不足する部分を両市からご負担をいただいているという結果でございます。必ずしも年度年度でかかる費用というものが一律ではございませんので、今、田中議員がおっしゃいましたパーセンテージで減額の率を確保できるかというのは、事業の内容にもよりますが、必ずしも確約できるものではございません。そのほか、あと私どもとしては、この表にあります組合債、事業の大きなものとして組合債という国、県から借り入れをする事業がございます。仮にこの借り入れを行わないということになりますと、この分については両市のご負担という形になりますので、全体を通しての不足分についてを分担金ないし組合債で補っているというのが現状でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 続きになりますけれども、10年改定やっていなかった、25年改定やっていなかった。その間、改定をしなかったという理由があると思うのです。理由もなく改定をしなかったわけではないと思うのですけれども、まずその理由があると思うのですけれども、放っておいたわけですから、もしもなければ。その辺を教えてください。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ご質問のとおり、し尿につきましては約25年、ごみについては10年間改定はしてきませんでしたけれども、その間、特に生し尿等は、調査のほうはさせていただいた経緯はございます。今回、この時期にといいますのは、先ほどもありましたけれども、審議会のほうから、手数料については早急に改定すべきであるという答申をいただきましたので、このタイミングで改定のほうを考えさせていただきました。また、特に生し尿につきましては、ほかの排水の形態であります、例えばですけれども、浄化槽ですとか下水道、それから農業集落排水などと比較検討させていただいた上で今回変更させていただくことにさせていただきました。

以上です。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 今しなかった理由を、一部ですが、生し尿についてお話できたのかなと思いますけれども、やっぱりそれなりに大変だから、生し尿をやっていると、汲取りのところですけども、それは公共下水も通っていない、接続できない、また通っていても負担金が払えないからしていない。さまざまな理由があると思いますけれども、やっぱりお金的に大変だからというのが一番ではないかと思うのです。全体的に見ても、少ない資料ですけども、毎年少しずつ減ってき



ているような感じも、全体的な流れでは減ってきている、生のし尿処理の状況が。ですから、それは分担金というか受益者負担とありますけれども、公共下水もあるわけで、それを早急にしてあげるとか、また合併浄化槽を助成を半分ではなくて全額にしてあげるとか、そういう考え方だっていると思うのですけれども、さまざまな方法でやるべきところを、生し尿のほうは25年値上げできなかった。それは、やっぱりそれだけ負担が大きい、影響が大きいからで、汲取りを頼まなくなってしまったら大変になってしまうわけですから、そういうことも考慮していただきたいなと思います。

また、これだけ大きく上げるのに、本当に必要なのは、本当にせっぱ詰まっているのはどれかというところなのです。それをまず一つ一つ手をつけるべきだったのではないかと。人手不足で回収のために人件費を下げないと、粗大ごみの場合であれば。だから、お金を、外注に頼んでしまっているけれども、その分負担が大きいのか、どれか重要なものがあつたはずだと思うのです。先に手をつけるか、一つ一つやっていくべきか、この中で一番金銭的にパンクしてしまうというか、お金もそうなのだけれども、人が回せない、外注先も見つからない、だから何とかお金を取るようにしてと。私が見る限りだと、わざわざ別の回収手数料を組んだものは早急に、値段は別にしても、収集体系と値段体系を変えなくてはいけないことで、ほかはこの際だからみたいところがあるのではないかと思いますけれども、執行部というか組合のほうはどのように、今4つ大ざっぱに分けて値上げがありますけれども、どれが一番お願いしたいか、金額は別にしても、改定しなくてはならないとお考えですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 料金の改定につきましては、どれがということですが、事務方としましては、この今回の答申をいただく前の審議会の答申の中で、この分別収集の見直しについてという諮問をお願いした経緯がございます。その中の最終的な答申の中で、手数料の見直しをすべきだという答申をいただいた経緯もありまして、それ全般的にどの項目について見直しをしたらいいのかというのを審議会のほうに諮らせていただいた経緯もございます。その中で、今回料金の変更がない指定ごみ袋の関係でございますが、この指定ごみ袋につきましては、全家庭にわたり影響を及ぼすものであり、全国的な有料化の平均金額に満たしているということから、こちらの料金については、据え置きという形でいだろうという見解をいただいております。そのほか、搬入ごみにつきましては、近隣の自治体で徴収している金額に余り大きな差異がありますと、ごみの越境といいますが、他の自治体のごみが当組合に搬入されることも懸念されるということもありまして、余り大差のない金額がよろしいであろうというところが搬入ごみの原因でございます。粗大ごみにつきましては、今、業者さんに委託をして収集をお願いしているわけですが、その委託料と、実際にそのサービスを受ける住民の方の負担が余りにも大きいというところから、今回の料金改定で1回当たり1,000円を負荷するべきだ。実際のところ、確かな数字ではないのですが、住民からいただく手数料、それと業者さんをお願いする委託料について、1件当たり3,000円ぐらいの差異がございま

す。その3分の1程度は、やはりサービスを受ける住民の方にご負担いただくべきだということで、今回1,000円の加算ということになっております。

また、生し尿につきましては、先ほど黒須議員さんのほうからもご指摘ありましたけれども、確かに利用者については、全体としては非常に少ない世帯でございまして、全体としても約4%を切るような、そのぐらいの数字しかございませんが、ただ排水処理という概念から、住民がほかの排水処理を利用するための費用、これを全部試算しますと、やはり生し尿は、ほかの排水処理に比べますとやはり安価であるということを考えますと、生し尿について全てこれも委託業務なのですが、委託費を全部住民負担というわけにはいきませんので、最低限でも排水を処理する形態に問わず、大体同じぐらいの金額に、横並びにすべきだというご意見のもと、今回の改定に至ったということでございまして、どれが一番重要視するというのではなく、全てがそういう背景がございまして、料金の改定をお願いするものでございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 今のお話だと、どれがというのは言いづらいのかもしれませんが、その中で出た、近隣と合わせたいと、横並びにすべきだというお話ですけれども、いただいた資料を見ると、横並び、220円でさえそれより安いところ県内でいっぱいあって、320円といたら本当にごく数えられるところしかないような気がするのですけれども、この1枚目のいただいたページがごみ処理手数料、搬入手数料として見ていいと思うのですけれども、一般ごみ処理が蓮田白岡の場合は現在は140円、事業系が220円、事業系のほうでも220円以下のところは、赤丸つけたけれども、結構半分以上ありますし、一般系のほうでも140円、143円以下は、結構ぱっと見てもあるのですけれども、横並びにするのであれば、それこそ全部平均して、その平均値とったら多分改定後の220円とか320円にはならないと思うのですけれども、どのように思ってそれを、どういう積み上げ方をしたのか、横並びという割には高いところだって都合のいい資料だけを私たちに一番初めに渡しているというだけにしか見えないのですけれども、根拠はどこにあるのですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ただ単に手数料だけを比較するとそのように映るのは確かでございます。ただ、全体的に自治体のごみの料金の徴収形態を見ますと、ごみの有料化という概念からしますと、埼玉県下で自治体でごみの有料化をしている自治体が非常に少ないという状況でございます。全国的に見てもワーストスリーの中に入るのが埼玉県でございます。県下全市町村が有料化に踏み切っている都道府県もございまして、埼玉県がなぜ有料化、環境省が推し進めるごみの有料化というものが進まないのかということもあるのですが、これは県の指導のもともあると思うのですけれども、大きくは政令市であるさいたま市が与野市と合併したときに、有料化に踏み切れなかったというのが大きな背景があると思います。埼玉県において一番最初に指定ごみ袋を導入したのが与野市でございました。その与野市が先進的な取り組みをしたにもかかわらず、さいたま市と合併し

たときに、それが無料化になってしまったという背景がございまして、埼玉県下でごみの有料化が鈍化しているという現状がございまして。幸いにして私どもの衛生組合については、過去において定額制という形で既に有料化が進んでおりました。それを平成12年において、ごみの搬出量に応じた分で料金の徴収をすると。従量制という形に切りかえて指定ごみ袋という導入をした経緯もございまして。そういう背景がございましたので、一概に一般廃棄物の処理手数料が安いというところは、当然家庭ごみも無料というところが背景にあるかと思っております。そういう背景もちょっとお察しいただけたらありがたいと思っております。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 冒頭値上げの話をするときに、近隣に見合ったように一緒に上げたいという話をして、その根拠はどこにあるかと聞いたら、いや埼玉県は日本全国でも有料化が進んでいない県ですから、それを察してほしいですと。それでは全然値上げで隣近所の話と違ってきてしまっているような気がします。要は、私は今これだけある中で、確かに多分大変なところもある、値上げしなくてはいけないところあると思うのです。私も値上げがごみの少量化とかさまざまなことプラスになる可能性があるものがあると思うのです。家の中かもしれないですけども、私は粗大ごみか何かで取りに行くというのは、今だんだん配達でも人が不足している状態ですから、それは処理量とは別に、運搬するものは金取ったほうがいいのではないかと。また、そのほうがいいのではないかと思うところもあります。これが私の意見ですから、参考まででいいと思うのですが、ただこれだけいっぱいの中で全部上げなくてはいけないのではないかと。上げるにしてももう少し段階を置いて上げるとか、そういう考え方が丁寧に、今何でもかんでも値上げの世の中で、来年の10月には消費税も上がると。公共料金的なものもみんな上がるような状況の中で、これだけパーセントがばんと上がるような、私はごみ処理で持ち込みがなくなってしまうから、持ち込んでいる人たちは、基本のごみの収集日にごみを出すのを忘れてしまって、でもこのまま家の中に置いておけないから、持っていったお父さんとかという感覚の人と、あとはもう草木が大変だから、うちで燃やしてはいけないと言われていたから、埋めてしまえばいけないと言われていたから、持っていったお父さんとか、そういう感覚の方が白岡は多いと思うのです。その方が、それだけいきなり上がってしまったら、お父さん、あれだよ、よそのところに置いてきてしまえばいいよ、来週はあっち側であるからあっち側へ置いておいて。そのような、大きな声では言えませんが、よからぬ方向に行く可能性もあると思うのです。ですから、何かしらこの中で必要なものをきちんと選別して、もう一度審議し直してほしいと思っておりますけれども、今の答弁ができるのだったらお願いしたいと思います。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 先ほどの説明、言葉足らずで申しわけございませんでした。搬入ごみの料金につきましては、こちらの表の事業系一般廃棄物、そちらを重視して比較をいただければあり

がたいと思います。この背景は、先ほどご説明したとおりで、一般家庭のごみが無料というところは、やはり一般廃棄物、要するに家庭を対象とした搬入手数料というものは低く設定がされております。私どもとしては、事業系の一般廃棄物、それから家庭系から出る一般廃棄物、同料金でございまして、表の見方としましては、事業系の一般廃棄物の料金を参照いただければというふうに思います。

また、先ほど黒須議員がご心配いただいていた、料金を上げることによってほかに投棄される心配があるのではないかとこのところでございますが、それはやはり住民一人一人のマナーの問題だと思いますし、当然この自治体で受け入れるごみというのは、蓮田市民、白岡市民のごみでございます。そちらを優先して、それを適正に処理するのが私どもの務めというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 都合のいい書き方をしているように思っているのですけれども、事業系、こちらの表でいうと239円が産業系、事業系と私は思うのですけれども、その230円のところでそれよりも高いところは、この表で今言う、いただいた資料を読んでいくと、240円の所沢市と日高市と、あと強いて言えば志木市ぐらいしか見受けられないのですけれども、下の蓮田白岡143円と書いていますけれども、これは一般系の事務の値段で、事業系だと239円だと思うのですけれども、私の感覚だと。そういうふうな分け方だとしても3つ、143円だとしても、半分以上のところは白岡よりも安いところある廃棄物、それで横並びにしなくてはいけないという理由にはなっていないと思うのですけれども。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 産廃のほうのお話もあるかと思っておりますので、産廃につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、施設本来は基本的には一般廃棄物処理施設でございますので、産廃につきましては、一般廃棄物といわゆる差をつける必要があろうかというふうに思います。

参考までにお話しさせていただきますけれども、桶川市さんでこのたび9月定例議会におきまして、同じく条例の改正が通ったというふうに聞いております。参考までに、その金額につきましては、10キログラム当たり460円で議会を通ったというふうに聞いております。参考までにお話しさせていただきます。

以上です。

○高木隆三議長 では、ほかに質疑ありませんか。

1番、本橋稔議員。

○1番 本橋 稔議員 1番、本橋でございます。今いろいろと答弁聞いていた中で、300%上げるとか50%上げるとかという話も出ていますが、この根拠は、要するにここまで上げなければいけな

いというのは、そこまで上げないとやっていけないよというものが根拠があるのだと思うのです。私は、上げることに反対ではないのです。上げるにはその理由があるわけです。ここまで上げないとやっていけないと。だからここまで上げるのですよ。また、10年後を見たときにここまで上げておかないと、このままだとパンクしてしまいますよというような部分が見えてこないのです。その辺の数字的なものは出ているのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 まず、ごみ処理手数料につきましては、私どもの審議会の関係もございまして、若干古いデータにはなってしまいますけれども、当時の私どもの決算の中からじん芥処理費の中からと処理単価をはじいて試算をさせていただいた経緯がございます。

それから、今申し上げました産業廃棄物につきましては、試算の根拠としましては、近隣のいわゆる民間施設の処理手数料を参考にさせていただきました。なぜかといいますと、私どもの料金が仮に安いとなりますと、民間のほうに持っていくよりも環境センターに持っていったほうが安いのではないかというようなことになりますので、近隣の民間業者さんを参考に改定させていただいた経緯がございます。

それから、粗大ごみ処理の手数料につきましては、先ほどの話にもありましたが……

〔「ちょっとお話し中、済みません。いいですか」と言う人あり〕

○高木隆三議長 今答弁中ですので、気をつけてください。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 粗大ごみにつきましては、1回の収集に約4,800円の業務委託費がかかっております。利用者の方からいただいております手数料の平均が約2,050円、差し引き約2,750円ほどが組合の持ち出しということで、収集に係る費用としてかかっております。ですので、約3分の1に相当する1,000円を今回加算させていただいたということでございます。

それから、同じく生し尿関係ですけれども、こちらにつきましては、先ほどの排水の形態幾つかございますけれども、下水道料金、それから浄化槽、それから農業集落排水、その辺の数値を参考に、それを超えることのないような範囲内で試算をさせていただきました。同じくし尿処理施設手数料、こちらにつきましては、近隣の久喜宮代衛生組合さん、こちらのほうをちょっと参考に改定をさせていただいた経緯がございます。

以上です。

○高木隆三議長 1番、本橋稔議員。

○1番 本橋 稔議員 今聞いていても、数字的根拠というか、ここへ出てきていない、今口頭で話を聞きましたけれども、これこれこういうことでこれだけ上げるのですよというのが数値的に見えてこないのです。例えば今言った一つの例として、粗大ごみでしたか、4,800円かかって、収集するのに2,050円ですということで、残り2,750円が持ち出しですという部分があります。それで1,000円プラスしましたという話も聞きますけれども、では粗大ごみについては、収入はこれだけ

あって、これに対して支出はこのくらいあるのだと。だから、ここまで上げないとやっていけないのだというものが、過去の経緯を見て出すべきだと私は思うのです。そうすれば多分皆さん納得してくれると思うのです。これは、ここ1つだけではなくて、ほかの一般ごみも含めて、し尿も含めて、今までの収入がこのくらい、お客様というかユーザーからの収入をこれだけもらえますよ、だけれども、かかっている費用はここまでありますよ。だから、この差を埋めるためにこれだけ上げますというので、例えば変な話300%上がるのなら、これはしようがないと思いますけれども、この改正後のお金は8,192万6,048円というのが上がるわけですよ。では、この8,000万上げなければならないという根拠が、これ8,000万というのは何のための8,000万なのか。例えば5,000万で済む、3,000万で済む、その辺が見えてこないのです、この数字、ただただこの金額が変わりますというのではなくて、この金額が変わるためには、こういうことで変わりますというものがあれば、多分皆さん納得してくれると思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○1番 本橋 稔議員 すぐ出ないのなら休憩して。

○高木隆三議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○高木隆三議長 現在員12名であります。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

お配りしています資料の中の答申書の5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの下にあります表3-1、これがごみ処理経費でございます。一番下の平成27年度を例に説明させていただきますけれども、ごみ処理にかかっています経費が12億1,124万7,055円、これに対しまして搬入量が2万9,553トンでございましたので、処理単価としましては10キログラム当たり410円になります。括弧書きの部分につきましては、延命化工事を除いた数字を記載させていただきますと、平成20年から27年の平均では304円、延命化工事を抜きましても233円の経費がかかっております。

続きまして、6ページの表の5、粗大ごみの処理の表になります。まず、粗大ごみ処理の手数料ですけれども、平成27年度を例にとりますと500万5,810円、1件当たりの処理手数料2,132円になります。平成24年から27年の平均とりましても2,049円の経費がかかっております。これに対しま

して……失礼しました。歳入でございます。手数料でございます。それに対しまして粗大ごみの収集運搬経費ですけれども、平成27年度を例にとりますと1,141万1,280円、1件当たりの収集運搬経費としましては4,860円かかっております。このため、先ほど申し上げましたけれども、その差額としまして約2,750円ほどが1回の収集につきまして持ち出しになっているというところでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。一番上の表の8、生し尿の処理経費でございます。生し尿、真ん中の数字になりますけれども、生し尿処理費としまして、平成27年度におきましては2,731万5,481円、これに対しまして生し尿投入量が1,778キロリットル、これを生し尿の処理単価としましては10リットル当たり154円かかっております。24年からの平均をとりましたも150円かかっている状況でございます。こちら表にはございませんけれども、平成27年度の手数料の歳入のほうですけれども、まず清掃券にかかわりますものが833万1,907円、量目にかかわりますものが822万4,400円の手数料になっております。約1,650万円ほどになるかと思われま。

続きまして、11ページになりますけれども、一番下の表の9になります。浄化槽汚泥の処理経費でございます。浄化槽汚泥の処理費としまして、平成27年度を例にとりますと5,149万6,209円、浄化槽汚泥の搬入量が1万3,596キロリットルですので、1.8キロリットル換算でいいますと、処理単価としましては6,818円、平成24年から27年を平均しましても6,492円がかかっている状況でございます。

以上です。

○高木隆三議長 1番、本橋稔議員。

○1番 本橋 稔議員 ありがとうございます。議員の皆さん、納得できたかできないかは別としまして、この数字を出すときに、いろんなところにこの数字があると非常に見づらいというのがまず1つです。だから、この一般かし尿か粗大ごみかで分けてこれから出してもらえば、多分皆さんわかったと思うのですけれども、若干私もまだ理解していないような状況です。

では、今まで10年なり25年なり上げてこなかった。それでこれだけ費用が、27年、26年、25年見てもかかっているわけです。これを放置してきたこと自体が問題ではないかなと私は思うのです。では、このお金はどこから引っ張り出してきているの。市からの分担金なのか、その辺はわかりませんが、その辺が全然見えないのです。これだけかかったというのはわかりました。処理費はこれだけかかりましたというのはわかりました。では、今まで10年、25年これでやってきたわけです。これでやれるということなのではないですか。違うのですか。その辺教えてください。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 結果的には、今の手数料で処理は滞りなく行われている現状でございます。その背景というのは、やはり両市から応分な分担金をいただいているという背景が多かったです。率にいたしますと約7割、70%近くが両市からの分担金負担金で組合の事業というのが賄われ

ているということが現状でございまして、仮に手数料の歳入が増額すれば、この反動として両市の分担金が減額となる。両市の分担金減額になるということは、ほかの事業に両市としても宛てがうことができるということになります。組合に直接大きなメリットというのは、今のところ事業を運営していく中で大きなメリットというのは、やはり分担金の減額というところになるかと思えます。あともう一つの大きな料金改定によるメリットというのが、住民の意識が変わりまして、ごみの減量並びに再利用再資源というような意識を持っていただければ、大きくごみの減量にもつながっていただろうと、そういうことも考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 1番、本橋稔議員。

○1番 本橋 稔議員 今お話聞いていて、ごみを減量するとかいろいろ考えて、また分担金を減らさなければならないという部分、ほかに回したいという部分は、各市で考えているのだと思うのですが、すけれども、今までこれだけ70%出してきて、市も何とか運営してきているという中で、なぜ急激に300%なり50%、各部門が差がありますけれども、では100歩譲ってその分担金を減らしましょう。では、これだけ減らすために、ではこの8,000万がどのくらいの量になるかわかりません。改定すると8,000万増えますよという数字が出ています。なぜそれが8,000万なのか、4,000万ではだめなのか3,000万ではだめなのか、これがちょっとわからないのです。要するに、なぜこれだけ上げたのが、これだけかかっていますから、どんと上げるのではなくて、今までやってきた中で、一遍に上がって非常に難しいと思うのです。そういう部分で負担を軽減するためにも、やはり分担金をどおんと減らします、その分は今の利用者へもっとぶつけますではなくて、もう少し上げる根拠がちょっと若干見えてこないと私は思っているのですけれども、ほかの議員さんはわかりませんが、私はちょっと納得できないので、ほかの議員さんからの意見も聞きたいと思っています。

以上です。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中です。今の本橋議員の質問の中でちょっと答弁確認なのですけれども、私さっき資料2と資料3をもとにして、分担金がマイナス3.7%生まれるというような試算が出ているけれども、それは担保できるのかというふうに、さっき冒頭の質問の中で言ったのですけれども、担保できないと答弁されたのです。でも、今本橋議員の質疑の中では、減ると明確に答弁しているのですけれども、メリットとして。いや、両市の分担金が値上げによって減るというふうに答弁されていたのですけれども、ちょっと矛盾しているように思うのですけれども、そこを一度整理してもらっていいですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 大変失礼いたしました。私どもの予算の編成の中で、毎年度同じ金額で運営をしているという前提のもと、昨年度からごみ処理施設の延命化事業というものの事業費が



大きく上がっております。そういう背景になって、毎年の予算規模というものが変動している現状があります。変動しないというような前提であれば、当然これ分担金は減ってきます。今後、私どもで事業として大きく予定されるのが、この延命化を行っても、平成40年度までということの運営で考えております。この40年以降もごみ処理施設の整備ですとか、また、し尿処理施設ももう老朽化を迎えている状況もございます。老朽化を迎えますと、当然こちらについても延命化という策を考えていかななくてはいけないというところもありまして、そちらのほうについての事業費もかさんでいくというところもあります。そのために、平成25年に施設整備基金というものを設立させていただきました。そういう基金の積み立てを行いながらも運営をしているところもありますが、組合の考え方としては、極力両市からの負担を減らしていこうという考えは、毎年変わってはございません。ただし、大きな事業があれば、当然その分はご負担いただけないと施設をとめるということにもなりますので、その辺は両市の財政にご理解いただきながらご負担をいただいているという背景でございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 今の答弁ですと、本来今回提出されている議案の論点とちょっと違う形になっていると思うのです。何でかといったら、今回先ほど手数料乗せて300%だ云々だという答弁もありましたけれども、要は、今回の値上げを議案として提出しているのは、要は将来的な延命化工事分が、要は負担として重くのしかかってくるから値上げをしたい、そういった理解でよろしいですか。全然この議案書と何か全く違うような答弁されているようですけれども、ちょっとどうですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ちょっと全体的な話で申し上げ、混乱を与えてしまっていると思うのですが、実際今回の手数料改定に当たっては、やはり審議会の中で協議をしていただいて、この背景が、もうさかのぼること4年前になります。4年前の審議の中で、やはり分別収集全体を見直すだけではなくて、手数料についても今後見直しの必要があるという答申を2年前にいただいた結果でございます。それを受けまして、それであればただ単に事務方で料金の見直しを提示するのではなく、適正な料金というものを審議会の中で議論いただいて、おのおの適正な料金はいかほどにしたらいいのかというところを一つ一つ協議をいただいた結果が、今回の答申というふうに結びついております。やはり料金の改定だけで2年間を費やし、審議をいただいた結果ですので、それを尊重して私どもが今回の改定の条例案ということに上げさせていただいた経緯がございます。

先ほど本橋議員さんがおっしゃっていました8,000万がどういう影響を及ぼすのかということですが、これは結果的に適正な手数料がこの形ですよという答申の結果、積み上げた金額が8,000万という形でございますので、その一つ一つの料金の算出根拠については、協議の結果、こ

の手数料がよろしいであろうという、この答申をもとに今回の条例改正ということに結びついている背景がございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、関口昌男議員。

○9番 関口昌男議員 今の季節的な背景で、農家のもみを燃やしたり野焼きをしたりすることがちょっと全国的に話題になっているわけですが、基本的には、野焼きなどは禁止だと思うのですけれども、実態としては、結構もみなんかを燃やしたりしています。それで、三田市というところでは、関西のほうで住民と農家とのトラブルが激しくなって、要するに、この間、洗濯物が臭くなってしまうとか、生活がしづらくなるとかということで、もめているような話題がテレビなどでもやられているのですけれども、白岡でも現実問題としてちょうど農作業が、稲刈りが終わったところで、現実問題としては、いろんな形でその農家のいわゆるいろいろな廃棄物を燃やしたりすると思うのですけれども、そうすると野焼きをしないためには、ここへ持ってきて焼却してもらえないのだろうかと思うのです。その場合、これは一般家庭用のごみなのか燃えるごみなのか、それとも事業系というのですか、どちらに分類されるのかということと、傾向として、この秋、それがふえているとか減っているとか、そういうのはわかりますか。

○高木隆三議長 この議案に対しての質問に、ちょっとかみ合っていないと思うのですけれども、その辺はどのようにあれですか。

○9番 関口昌男議員 これが値上がりになるわけですから、そういうものが持ち込めなくなるかもしれないということもあるので、ちょっと傾向を聞きたい。

〔「持ち込めなくなったら何、値段が上がる、どっちも持ち込めるんだよ……」と言う人あり〕

○9番 関口昌男議員 わかるけれども。

○高木隆三議長 広げていくとどんどん広がっていってしまいますので、ちょっと簡潔な質問をお願いします。

○9番 関口昌男議員 そうということで、ちょっとよろしくをお願いします。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ご質問のもみ殻でしょうか、あるいは稲を刈った後のわらなどは、法律적으로는田んぼの中で焼却してもよいということになっております。その上で、仮にですけれども、近隣の住民の方とトラブルといたしますか、そういう問題が起きるようであれば、うちのほうに持ってきていただくことは、もちろん可能でございます。そういう問い合わせも先日、実は1件だけですが、どこに当たるかといいますと、事業系の一般廃棄物に当たります。ですので、今回の改定でいきますと143円が220円の提案をさせていただいていますけれども、それに該当します。

以上です。

○高木隆三議長 9番、関口昌男議員。

○9番 関口昌男議員 ではもう一点、基本的な問題でお聞きしたいのですけれども、答申書の5ページに積算が出ているのです。いわゆるごみの処理経費、搬入量2万9,553トンに対して12億1,124万7,055円の経費がかかって、10キロ当たり延命化事業を除いても202円の経費がかかると。これは202円のうち厳密に見ますと、平成27年度の決算書の中では、燃えるごみ等収集業務委託料が3億6,200万、それから粗大ごみ収集委託料が1,000万円、要するにごみを持ち込む経費が非常にかかる。そうすると、焼却用にこれから持ち込もうとしている人たちの経費というのは、要するにここへ自分で持ってくる場合だから、その分は要らないわけです。自分でここへ持ってくる。だから、そうすると私が積算すると、さっき言った燃えるごみと収集業務委託料123円、それから粗大ごみ収集委託料が4円、合計127円、そうするとごみ処理費用202円のうち127円を引くと75円、持ってくれば75円で今の実態として焼けるという今の計算になるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の積算については、どんなふうにお考えですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 処理単価の試算につきましては、いろいろな方法といたしますか、どこまで配慮して計算すればいいのかになるかと思えますけれども、まず基本になりますのは、今回試算させていただきましたのは、平成20年当時にも改定させていただいているのですけれども、そのときの試算方法と同じ方法をとらせていただきました。そのよしあしは別にしまして、同じ方法をとらせていただきました。今回試算させていただいた経費の中には、例えばですけれども、電気料ですとか、それから施設を運転維持管理するいわゆる委託料、それからあと延命化にかかわる、今後といいますか、その年度年度の公債費ですとか、その辺の費用はまだ入ってございません。そのようなことで、統一を図る目的も一つありまして今回の試算をさせていただきました。

以上です。

○高木隆三議長 9番、関口昌男議員。

○9番 関口昌男議員 いろいろ確かに例えば人件費って含めてもいいではないかとか、いろいろ考え方はあると思うのです。だけれども、一応おたくのほうで審議会で決定している資料というのは、ここにある資料だけだと思うので、そういう点では、私が今言ったようなそれだけの数字を見れば、根拠が薄いのではないかということをやっと見ましたので、ご指摘しておきたいと、意見だけ。

○高木隆三議長 答弁はよろしいですか。

○9番 関口昌男議員 結構です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 いろんな議員からの意見がありますので、簡潔に質問していきたいと思っ

ているのですけれども、まずそもそもとして、手数料の値上げの見直しが、分別収集の見直しの審議の中で、平成26年のときに出てきたというお話があったと思うのです。これ平成26年7月の審議会の答申だと思うのですけれども、そもそもとして一般廃棄物処理基本計画という上位計画です。この計画平成27年3月に出ているのですけれども、ここの中で見ますと、処理手数料の見直しは、事業系ごみのところだけしか載ってなくて、一般ごみとか粗大ごみとか、その分が書かれていないのです。そのあたりの整合性はどのようにお考えですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 平成27年の3月に作成しました一般廃棄物処理基本計画のときには、まだその辺のところは議論……済みません、審議会のほうは26、27年度で審議させていただいてますので、答申が出たのは28年の2月になりますので、1年ちょっとおくれの年になっておりますので、手数料については、早急に見直すべきであるという答申をいただいたところです。

以上です。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 先ほどからの答弁の中で、そもそもの発端となったのが平成26年の7月の分別収集の見直しの審議の中でこの料金体系見直すべきではないかというお話が出てからの審議会だと思うのです。だから、26年の時点では、見直しということは言われていたかと思うのですけれども、そのあたり計画には反映されていないという点でどうなのでしょうかとこの質問です。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 審議会の中で議論は確かにございましたけれども、答申が出ないうちに処理基本計画にのせるということは、基本的にはできなかったというのが実情でございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 そうすると、基本計画には事業系しかのっていないのだけれども、審議会の中では事業系のごみ以外にも粗大ごみとかし尿とか範囲が広がっています。そのあたりはどういうふうに考えますか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 審議会では、搬入ごみ手数料についてということで答申をいただいております。

〔「事業系しか入っていないのに、何で審議会ではほかの分野の体系も審議をしたのか」と言う人あり〕

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 済みません、繰り返しになりますけれども、審議会のほうでは28年の2月に搬入ごみ手数料について先に見直すべきであるという答申をいただいております。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 繰り返しになるので、別のところを質疑します。

値上げに基本的には私は反対なのですが、ほかの市を見ますと、その値上げに関して激変緩和ということで、経過措置として途中までちょっと上げて、次に本格的に上げるというようなこともされているのです。狭山市では、例えば29年10月から改定がされたのですが、緩和措置として31年9月30日まで緩和措置があって、改定では31年の10月からというような2段階の方式で変えているところもあるのです。そういうようなところの検討はされたのか。市民の生活に直結する値上げですので、検討されたのかお尋ねします。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 内部的には段階的に上げるということも検討はしましたけれども、過去の料金改定の経緯では、段階的な措置はとってきておりませんでした。また、今回の改定につきましては、繰り返しになりますけれども、審議会の答申もありまして、改定の必要性があると判断して、早期に改定すべきとの意見がございましたので、今回改正のほうを上程させていただいたということです。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 内部的にはというのは、事務方では話を検討したということですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 事務方での検討はさせていただきました。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 それを審議会で話し合われなかったというのは、何かあるのですか。提案なりなんなりされなかったのですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 済みません、検討につきましては、答申が出た後でございますので、審議会の中では、その段階的な値上げにつきましては、検討されておりません。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 影響があるというところでもう一つ、例えば高齢者とか、こちらに粗大ごみとかを持ってこれない方であるとか、あと汲取りのおうちに住んでいる方は、割と古いお宅で低所得者の方というのも想定されると思うのですが、そういう方に対して配慮ということは検討されたのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 高齢者とか障害者の方への配慮という点ですが、基本的に条例上の手数料になりますので、こちらにつきましては、近隣の自治体との調査研究をした上で検討はさせていただければというふうに思っています。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 それはこれから検討するということですか。その配慮がなされるということですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 申しわけございません。高齢者とか低所得者という概念ですと、ごみ処理というよりは福祉の概念になってくると思います。福祉の関連については、当組合で直接関与することは非常に難しいというところがございますが、ただふれあい収集という形で直接持ち込みのできない方々へのサービスというのは、組合職員で収集をさせていただいており、そういう高齢者の方でも当然粗大ごみ収集ですとか、そういった制度の妨げになっているものではないというふうに考えます。この件につきましては、私ども組合と蓮田市、白岡市の環境部門の方々に定例的に会議を持っておりますので、その中にご提案申し上げて、各市の対応というご検討の依頼は、私どものほうでは可能というふうに考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 そもそも今回はごみ処理の問題のごみ処理の排出するコストを計算するに当たって、搬入ごみと回収ごみを一緒になって算出しているというのが私は問題だと思うのです。分けてそのコスト、2万9,000トンという処理搬入量というのは、持ち込みをした搬入量ではなくて、持ち込みと回収ごみの合計の量、その合計をもって回収する、それはそうです。当然分けて燃やしているわけではありませんから、また分けて最終処分場まで持っていつているわけではありませんから、電気料も別にしていないわけではありませんから、出るわけがない。なのに搬入ごみについて、持ち込みのごみに対してだけ適用するのはおかしいのではないかと。全体に対して受益者負担というのであれば、搬出者はごみ袋で出そうが持ってこようが、先ほど同僚議員の関口さんが言っているとおり、単純に考えても持ってきたほうがコストは安いはずなのです。それも全然考慮しないで計算しているというのがおかしいというのがあります。

ただ、一番初めのほうで黒崎さんがお話しした有料化にしようという話のときに、どうやらごみを回収するときはごみ袋に対して料金をかければ有料化になる、でも持ってきてしまうごみに対して、またごみ袋に入らないごみに対してどうやって有料化にしようかという観点から、料金を分けて考えていると思うのですけれども、そこが結局コストを出していく上でちゃんとできていないのに、今回3.何%の経費削減というか、効果があるということで、値上げしようと言っているのですけれども、大多数を占めるごみの排出者である回収ごみに対して何もかけていないのは、そこにしかない、持っていくしかできないごみの排出に対して受益者負担というのは著しく不当だと思うのです。差別だと思うのです。今回の値上げというのは、どうせやるのであれば、受益者負担の適正

化をここに求める必要があると答申を受けてやっているのであれば、では値上げした分だけごみ袋で下げるとか、その考え方も含めて、全体を見直さないとおかしい話だと思いますし、それとまたし尿、それとまた合併浄化槽と、これだと全く違うし、また粗大ごみの回収するに当たって、回収する持ってくる費用、その粗大ごみを処理するようではなくて、ただそれを回収してほしい人からこちらにまた持ってくる、所定のところへ持ってくる費用とまた別のコストが要ると思うのですけれども、今回余りにもコストの算出の仕方が別々であって、また受益者負担の考え方別々のを一遍に出してきて、どれが一番今の緊急かつ重要な問題ですかといっても答弁になっていない。それで今回きょうで決裁しろといっても難しいと思うのですけれども、どういうふうにお考えですか。

まずコストの話から、何でこういうふうに一遍にしなればいけなかったの。丁寧にやるべきだったのです、そうしたら、分けてちゃんとやって。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今回の改正は、あくまでも、冒頭申し上げましたが、廃棄物減量等推進審議会の答申をもとに、それを全て反映させていただいたという経緯でございます。当然その審議会の中で手数料見直し、私どもの搬入ごみ手数料も含め、全ての手数料について協議をしていただいて、結果的に今改定に至ったものは改定すべきという答申をいただいたことからの改正というふうになっておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 この回収ごみと持ち込みに対してのごみのコストが違うのに、持ち込みごみだけの排出者だけに今回大幅値上げを求めることに対して、一緒になっているコストなのに、答申ではそういうコスト論に関して何も出ていなかったというわけだと思うのです、今の答えは。ということは、コスト論を全然触れていないで出てきたものを審議会のほうはやっていただいたということだと思うのですけれども、審議会を出されて、審議会が言っているのだからという話になってくるともう話はおかしくなってしまうので、私はコスト論は、やっぱり受益者負担というのは、それを出している人たち、それにかかわっている人たちに適正にかけなくてはいけないのに、それと別の人たちのコストがかかっている。もう全部一緒にやっているということ自体がもうむちゃくちゃで、別々にしなくてはいけないし、これそのごみ、一般ごみだけではなくて、し尿にしてもそうですし、ごみの処理とはちょっと違った回収手数料を取ろうという話にしても、それぞれ理論の組み立て方が違うのを一遍に出されてしまうと、議会としても全部だめにするわけにはいかない。だから、一番冒頭申し上げた、どれが一番緊急かつ必要なものですかと。それを答えていただければ、ではそれだけは通そうとかという話もできるのですけれども、その辺は、再度聞くことになりそうですけれども、お答えは本当にできないのですか。できないのであれば、全部もう一度審議したいと思います。別々に時間を持って。

○高木隆三議長 折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 繰り返しのなってしまうかもしれませんが、どれが重要かというのは、先ほど次長のほうから答弁したとおり、どれも全て、特に優先順位がどうのこうのというのはございません。今回の手数料改正上程させていただいたのは、確かに審議会の答申も含めてなのですから、一番の最大は、一般の有料袋である回収につきましては、100%と言っていいのちよっとわからないですけども、ほぼ全世帯の方がご利用されているかと存じます。持ち込みの方というのは、もちろん世帯の中にも含まれますし、またその持ち込みしている方というのは、必ずしも蓮田白岡全市民が使っているというわけではございません。これは、戸別収集も同様でございます。そこで、実際の処理費用とそれから手数料収入の乖離があるということで、その適正な受益者負担ということで、特定の方が利用されている部分については、その手数料の増額をお願いするという形が審議会の経緯でもございますし、また今回提案理由の最大の目的といたしますか理由でございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 浄化槽の汚泥のことでちょっと聞くのを忘れましたので、お伺いいたします。

資料4でいただきました県内の自治体を見ますと、浄化槽処理手数料調査、一番最後のところで、例えば小鹿野町では1.8キロリットル当たり1万8,360円だとか、皆野・長瀬上下水道、これでも同じ値段の設定になっていて、蓮田白岡は現在220円ということなのです。これは値上げしろという観点からの質問ではないのですけれども、この料金体系というものはどういうふうを考えて、この220円というプランを出されたのか。220円について久喜宮代衛生組合に合わせましたというお話かもしれないのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 資料のご質問がありましたのは、小鹿野町さんとそれから皆野・長瀬上下水道組合さんにつきましては、これはその市町村、自治体が直接住民の方から徴収している手数料でございます。つまり、市町村、自治体のほうで委託業者さん、もしくは許可業者さんが汲取りに行ったときに、住民の方から直接いただく手数料になります。私どものほうのこの1.8キロリットル当たり220円につきましては、これはいわゆる許可業者さんが持ち込んできたときに、私どもから許可業者さんに請求する手数料の違いがございます。この差が余りにもあり過ぎるものですから、先ほど申し上げましたように、久喜宮代衛生組合さんのほうを参考にさせていただいたということです。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 実際、市民の負担としては、小鹿野町とか皆野も蓮田白岡も同じような形ということですか。支払いは業者に。ちよっともう一度、よくわからないので、市民負担の点から



するとどうなのかというところを。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 小鹿野町さんを例にとりますと、これは自治体さんが住民の方に直接請求する手数料になります。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 済みません、先ほどお配りした資料3の中で、ちょっと誤解を招いてはいけないので、もう一度ご説明させていただきたいと思います。

3番のし尿処理手数料の一番初めの枠でございますが、3人家族というふうに書いてございまして、その内訳が、均等割券、一人券のほうに掛ける4という数字になっております。これについては、3人家族であっても、ごく一般的に使われるのが無臭トイレですとか簡易水洗と言われるものが多いものですから、一応清掃券としては、3人家族ですけれども、均等割1枚、一人券については1枚加算して4枚いただいているという背景がございますので、3人家族であっても数字的には1人券掛ける4という数字が記載されております。その辺ちょっと誤解を招いてはいけないので、訂正をさせていただければというふうに思います。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 かみ合っていないと思うのですけれども、今のお話は、し尿処理手数料の話なのです。私がお尋ねしているのは、し尿処理施設の使用手数料で、それは蓮田白岡としては業者に支払いを求めているものなのです。その中で、小鹿野町とかは住民から徴収しているものだというお話があったのですけれども、業者が市民から徴収した金額と、あと業者が蓮田白岡衛生組合に払う手数料の金額の差額が大分大きいのかなというふうに思ってしまったのですけれども、そのあたりはいかがですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 浄化槽の処理手数料、いわゆる清掃費ですけれども、うちの組合の場合には、許可業者さんが基本的に浄化槽の清掃、いわゆる汲取り作業をしております。これは、あくまでも聞き取りした上での参考値でございますけれども、清掃費が5人槽の場合を例にとりますと、年間で約2万4,300円、また、このほかに点検費用が加わりまして、これが年1万7,200円ほど、これはあくまでも参考値でございます。そのほかに法定点検が年に5,000円かかります。年間で約4万6,500円ぐらいの費用がかかっていると思われまして、それに対しまして私どものほうが業者さんからいただいている手数料が、1.8キロリットル当たり現状220円ということになります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 大分議論も成熟というか熟してきたのだと思うのですけれども、執行部の事務方の方が、しきりに審議会の答申答申ということを根拠に今回議案を上程しているということ、

事務局長も先ほど説明しましたけれども、ちょっと誤解があってはいけないので、再度確認しますけれども、これ平成28年9月26日の蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会、事務局のほうからこれ、今この議会で答弁されているような処理原価と現在の処理手数料が乖離している部分があって、早急に見直しを実施することの答申をいただいたところです。これは、さっき船橋議員が言ったところです。手数料改定の件について記載しております見直しを対象とするというような事務局からの説明があって、なおかつ平成29年1月18日の第2回蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会で、事務局のほうから廃棄物手数料の見直しについて説明するという、これ議事録に載っているのですけれども、では審議会であくまでも料金改定が提案されて、それを受けて今回提案していますというのですけれども、これ審議会の議事録見ると、提案しているのは、あくまでも今回のこの料金改定の根拠となっている数字だとか、確かに答申しているのは審議会かもしれませんが、もともとなる料金改定の根拠としていることを提案しているのは、事務方でいいのですよね、こちらの。ということでいいですか、誤解してはいけないですから。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 処理経費が具体的にどれくらいかかっているのかとかといった、いわゆる試算につきましては、私どものほうでさせていただきました。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 そうすると、何かちょっと違和感が非常にあふれるのです。今回この議案を提出する経緯に至ったのはあくまでも審議会で、答申をいただいているから値上げの議案を上程しているということなのだけれども、説明は、試算はしましたけれども、値上げはお願いしていないということですか。今の答弁だと、何か誤解があってはいけないのもう一回言います。値上げをお願いしたのは、あくまでも衛生組合の事務方としては、試算はしたけれども、値上げしてくれということ審議会に諮ったということではないですね。諮問したとか、そういうことですか、どうですか。その辺が違和感感じるのです。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 先ほども説明させていただきました、平成28年2月の答申では、早急に見直すべきであるということ踏まえまして、28年、29年度に廃棄物処理手数料の見直しについてということで諮問をさせていただきましたので、試算をさせていただきました上で、これぐらいの値上げをしたいということは、私のほうで説明はさせていただきました。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

9番、関口昌男議員。

○9番 関口昌男議員 それでは、条例案に係る反対討論を行いたいと思います。

改正案のうち別表第2の種別欄、上記以外の一般廃棄物の欄（1）、一般家庭及び（2）、事業系一般廃棄物の組合で指定する場合に搬入のとき、10キログラムにつき143円を220円に値上げすることについて反対するものです。

理由については、平成30年3月の廃棄物処理手数料の見直しについての答申資料5ページに、搬入量2万9,553トンに対し、12億1,124万7,055円の経費がかかっており、施設の延命化工事に要する経費を除いても10キログラム当たり202円の経費を要しているとしています。しかし、燃えるごみ等収集業務委託料分が123円、焼却灰、ばいじん等処分業務委託料分が32円、ガラス類・ペットボトル処分業務委託料分が18円、粗大ごみ収集業務委託料分が4円となっております。これは、平成27年度の決算の資料から正確に出した数字であります。そうすると、処理費用202円のうち収集費用が127円となり、残りの75円がそれ以外の経費となります。そうすると、持ち込みのごみに係る経費は、自分で処理場までごみを運ぶわけですから、収集料は自分もちで、75円の中で処理できることとなります。したがって、202円の処理費がかかるというのは、この持ち込みごみの収集手数料としては、過大な見積もりと言わざるを得ません。

よって、220円の値上げには根拠がなく、この案には反対するものです。

以上です。

○高木隆三議長 次に、本案に対する賛成討論の……

〔「反対討論です」と言う人あり〕

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 5番、船橋由貴子です。

○高木隆三議長 暫時休憩。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○高木隆三議長 現在員12名であります。

再開いたします。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番、菊池義人議員。

- 2番 菊池義人議員 それでは、議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、私は議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本条例の改正については、ごみ処理手数料及びし尿処理手数料において、処理経費と処理手数料に乖離が見られることから見直しを図ることになり、市民の代表で組織される廃棄物減量等推進審議会に諮問をされ、受益者負担金の必要性和近隣自治体の手数料の改定状況を踏まえ、処理経費との兼ね合い等について審議され、適正な処理手数料としての改定案が平成30年3月に答申として取りまとめられました。また、その資料は6月定例会でもいただいております。

また、ごみ処理手数料においては、平成20年7月、し尿処理手数料に至っては、平成5年7月から改定されておらず、時代の流れとともに適正な料金というものも変化していくものと感じるところでございます。

繰り返しになりますが、設備更新が必要になるたびに分担金をふやして両市から繰入金をつやすということでは、私は個人としても一市民としても、適正な運営をやっていくという上で納得ができません。本議案は、適正な運営を行う上でも大変重要な議案であると思います。また、審議会でも必要との答申をいただいております。今後においても、蓮田市及び白岡市と協働し、より一層のごみの減量化に努め、快適な生活環境の構築に向けた施策を実施されることを期待することで、私は本案に賛成の意をあらわすものであります。

以上でございます。

- 高木隆三議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番、船橋由貴子議員。

- 5番 船橋由貴子議員 5番、船橋由貴子です。議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の粗大ごみとし尿処理の点に関して、反対の立場から討論を行います。

初めに、粗大ごみについてですが、まず、現行の品目ごとの処理手数料477円、953円、1,905円を、それぞれ500円、1,000円、2,000円に値上げするというものです。この金額は端数を切り上げたものであり、値上げの根拠が不明確です。その上、収集費用として1回につき1,000円の新たな加算が提案されています。今まで477円で回収されていたものが条例改定によって1,500円となり、3.14倍の大幅な値上げとなります。不法投棄がふえる可能性もあります。高齢者や直接搬入できない人への配慮がこれからされるという答弁でしたが、不確定であり、公益事業として疑問です。

審議の際に資料請求をした粗大ごみ手数料調査を見ますと、収集、運搬料金として別途徴収しているのは38自治体組合中7つと少数です。私が調べたところによりますと、例えば北本市では戸別収集が100円から1,000円の範囲ですが、直接持ち込みした場合には戸別収集の40%の料金、つまり100円の品目なら40円、1,000円の品目は400円となる料金設定です。同じ組合で近隣の久喜宮代衛生組合では、戸別収集で1点当たり500円の料金設定です。近隣、県内他の自治体と比較して料金改定を進めるのであれば、このような料金設定も参考にすべきではないでしょうか。

次に、し尿処理手数料とし尿処理施設使用手数料についてです。答申には、社会情勢の変遷により平成5年に改定したものの、生し尿、浄化槽汚泥の搬入量が年々減少し、汲取り対象世帯が減少していることから、料金改定は行われていない状況にあったとあります。平成26年に消費税増税により改定はあったものの、大幅な改定は行われていません。世帯数の減少傾向は続いており、今手数料を値上げする必要性はありません。審議会答申で生し尿に関しては、1家庭1件当たり年間2万2,260円の手数料収入に対し、3万6,000円の処理経費を要している浄化槽汚泥では、1.8キロリットル当たり220円の手数料に対し、6,818円の処理経費を要しているとのことですが、下水道法や浄化槽法では生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とすることが定められています。住民にのみ負担を負わせては、十分な公衆衛生を保つことは難しくなるからこそ公費を投入し、住民が払いやすい負担にならない費用とすべきです。

審議の際に資料請求をしたし尿処理手数料調査で見ますと、例えば一般家庭3人家族で計算した場合、現在の蓮田白岡衛生組合より高い料金設定などは、私の計算では5自治体組合だけです。ほかの自治体でもっと低額に抑えられているということです。値上げをすれば県内で一番高額な料金設定になってしまいます。現在、浄化槽法で年1回の定期検査が実施されていますが、私が県のホームページで調べたところ、2016年度の検査実施率は、蓮田が23%、白岡が20.1%で、県内平均の27.6%と比較しても定期検査の実施率は低いものです。答弁にもあったように、このほかに定期的な保守点検、清掃の費用もかかっており、この上さらに値上げがされれば、浄化槽の適正管理が難しくなる家庭も予想されます。答申では、公共下水道との格差を考慮とありましたが、快適性や利便性、公共下水の工事費用などを考えれば、生し尿と下水道、農業集落排水の処理手数料負担額は、単純に比較できるものではありません。値上げの論理ではなく、公衆衛生維持の観点から適切な公費投入が望ましいと考えます。

以上の理由により議案第7号に反対をいたします。

○高木隆三議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

---

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第7号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○高木隆三議長 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

---

◇

◎議案第8号の内容説明

○高木隆三議長 日程第7、議案第8号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第8号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして内容説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,676万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,419万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入では分担金及び負担金並びに繰越金を増額するものでございます。歳出につきましては、総務費及び衛生費を増額するものでございます。詳細な説明につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

それでは、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金につきましては、詳細は歳出の説明で申し上げますが、緊急的に焼却炉の補修工事を実施したことに伴い、分担金1,620万円の増額をお願いするものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことから、1,056万円の増額を計上するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、13節委託料につきましては、庁舎定期清掃業務委託費及び電気設備点検業務委託費において、契約額確定による執行残を減額補正するものでございます。

次の15節工事請負費の管理棟修繕工事につきましては、管理棟の建設後29年が経過し、2階部分

の空調設備が老朽化により運転ができないことから、修繕工事を行うための費用を計上するものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、13節委託料の計量システム更新業務委託費につきましては、今年度執行予定でございます計量室建設工事において入札不調により設計変更を行ったことで設計額が増加し、計量システム更新分の予算が不足することから、補正をお願いするものでございます。

次に、2目じん芥処理費、15節工事請負費、焼却炉補修工事につきましては、ことし5月に今年度補修を予定していた部分以外のレンガなどの耐火物の一部が剥離や脱落したため、緊急的に補修工事を実施いたしました。そのため、当初予算で予定しておりました焼却炉内のレンガ補修部分の工事費用に不足が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

次に、16節原材料費、施設補修材料費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設で使用している機器で使用する修理用部材を購入するため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、3目し尿処理費、11節需用費の機械点検整備料につきましては、ポンプ等点検整備の契約額確定による執行残を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第8号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 4ページの3款衛生費、1項清掃費の清掃総務費の計量システム更新業務委託費について質問いたします。

入札不調ということで今ご説明あったのですけれども、根本的に公共工事とかだと現場に主任技術者を常駐させなくてはいけないという課題点が恐らくあるのかなというのと、やっぱりこれは蓮田白岡だけではなくて、全国的に見ても主任技術者とかが不足している状況、オリンピックとの兼ね合いもあると思うのですけれども、根本的に例えば条件を緩和して入札していかないと、いつまでたっても決まてこないと思うのです。入札不調については、いろいろ業者さんも、金額がこの金額で常駐させると、そっちのほうが人工代のほうがかかるだとか、管理費の面で割に合わない、そういったものがあると思うのです。さっき私が言った主任技術者が不足しているとか、その辺について対策、同じことをずっとやっても同じ結果になると思うのです。対策として今その条件

を緩和していくということが可能なのかどうか、お答えいただけますか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 計量器の建設工事につきましては、具体的には2回執行させていただいて、3回目の入札につきましては、入札そのものが成立しなかったという経緯がございます。今ご質問の中にもありましたけれども、現場代理人、それから主任者につきましては、条件の緩和を考慮しまして、次回入札のほうを執行する予定でございます。といいますのは、質問の中にもありましたけれども、3回ともいわゆる聞き取り調査をしましたところ、やはり人員の不足というのが、ほとんどの業者さんからそういったような回答を得ておりますので、今後につきましても条件緩和をして入札を執行させていただきたいと思っています。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 こういうものは、計量システムの更新業務というのは、前回からお話あったのですけれども、これこそ利用者の方の利便性を高めていくという最たるものだと思うのです。もともとの設計を変えらるとなるとまたちょっと税金無駄にってしまったのではないかという話にもなりかねないので、これこそ早急に、常勤の見直しを含めてやっていただきたい。これは要望ですから答弁結構です。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

---

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

---

◇

◎採 決



○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第8号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の内容説明

○高木隆三議長 日程第8、議案第9号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで内田代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略して内容説明を求めます。

安西会計管理者。

○安西勝美会計管理者 改めましておはようございます。それでは、平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

お手元の資料、蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から6款諸収入まででございます。平成29年度は借入れを行わなかったため、7款組合債はありませんでした。

1ページ一番下の歳入合計欄を横にごらんいただきたいと存じます。予算現額15億5,944万1,000円に対しまして、収入済額は15億6,362万1,137円でございます。予算現額に対しまして100.3%となっております。また、前年度収入済額と比較いたしますと1億7万2,076円の減額となり、率

にして6.0%の減でございます。

それでは、1款分担金及び負担金から説明させていただきます。1項分担金につきましては、組合規約に基づく両市の分担金でございます。予算現額10億916万6,000円に対しまして、収入済額は同額でございます。

次に、2項負担金につきましては、両市の不燃物の収集運搬に係る経費の負担金でございます。予算現額8,006万7,000円に対しまして、収入済額は8,005万320円でございます。1万6,680円マイナスの理由は、世帯数が想定より伸びなかったためマイナスとなったものでございます。分担金、負担金を合わせました収入済額は10億8,921万6,320円で、歳入決算額の69.6%を占めております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項使用料につきましては、リサイクルプラザの会議室等の使用料並びに自動販売機設置料、電柱使用料などの行政財産使用料でございます。予算現額6万2,000円に対しまして、収入済額は7万5,400円でございます。

2項手数料につきましては、ごみ及びし尿の処理に関する手数料でございます。予算現額3億4,710万5,000円に対しまして、収入済額は3億4,802万249円でございます。収入率は100.3%でございます。

次に、3款財産収入でございます。1項財産運用収入につきましては、施設整備基金の運用利益でございます。予算現額4万7,000円に対しまして、収入済額は4万7,399円でございます。

2項財産売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類売却等の売払収入でございます。予算現額7,763万5,000円に対しまして、収入済額は8,080万2,331円でございます。収入率は104.1%でございます。

次に、4款繰入金につきましては、平成29年度はございませんでした。

次に、5款繰越金でございます。1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。予算現額4,251万8,000円に対しまして、収入済額は4,251万8,952円でございます。

次に、6款諸収入でございます。1項預金利子につきましては、定期預金積み立てによる預金利子でございます。予算現額1万3,000円に対しまして、収入済額は1万4,283円でございます。

2項雑入につきましては、東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故に起因する東京電力賠償金（平成28年度分）のほか、有料広告掲載料金並びに職員委託業者の駐車場使用料などがございます。予算現額282万8,000円に対しまして、収入済額は292万6,203円でございます。収入率は103.5%でございます。

次に、歳出について申し上げます。恐れ入れますが、3ページ、4ページをお開きください。1款議会費から5款予備費まででございます。

一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額15億5,944万1,000円に対しまして、支出済額は15億3,306万445円でございます。執行率は98.3%でございます。

まず、1款議会費につきましては、予算現額134万9,000円に対しまして、支出済額は131万6,026円

でございます。執行率は97.6%でございます。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費につきましては、予算現額3億3,173万1,000円に対しまして、支出済額は3億3,033万8,291円でございます。執行率は99.6%でございます。職員給与費や事務管理経費などでございます。

2項監査委員費につきましては、予算現額8万4,000円に対しまして、支出済額は8万1,396円でございます。執行率は96.9%でございます。

次に、3款衛生費につきましては、予算現額11億850万9,000円に対しまして、支出済額は10億8,872万3,670円でございます。執行率は98.2%でございます。施設維持管理に要する補修・交換工事等の経費並びにごみ収集業務委託料及び焼却灰・ばいじん、ガラス類・ペットボトル等の処分委託料でございます。

次に、4款公債費につきましては、予算現額1億1,276万8,000円に対しまして、支出済額は1億1,260万1,062円でございます。執行率は99.9%でございます。

次に、5款予備費につきましては、予算現額500万円に対しまして、支出済額はゼロ円でございます。

次に、恐れ入りますが、19ページをお開きいただきたいと存じます。事項別明細書の最後のページになりますが、一番下に歳出合計欄がございます。そちらをごらんいただきたいと思っております。当初予算額は15億8,152万6,000円でしたが、補正予算額といたしまして2,208万5,000円の減額補正をいたしましたので、予算現額15億5,944万1,000円に対しまして、支出済額は15億3,306万445円でございます。

恐れ入ります。次に、21ページをお開きいただきたいと存じます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額15億6,362万1,000円から歳出総額15億3,306万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は3,056万円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この3,056万円が実質収支額となります。

次に、22ページ、23ページをお開きいただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、(1)、土地及び建物のうち下から3段目になりますが、宅地321.69平方メートルが道路認定され白岡市に、また下から2段目になりますが、公衆用道路1,217.08平方メートルが道路管理者である埼玉県と白岡市に移管となり減少となっております。

次に、24ページをお開きいただきたいと存じます。物品につきましては、真ん中あたりなのですが、直示天秤という区分があるのですけれども、直示天秤が買いかえにより50万円以下の物品となりましたので、1減となっております。

最後に、25ページの基金につきまして申し上げます。施設整備基金として前年度末現在高1億6,017万2,000円で、決算年度中増減高が4万7,000円でございます。その結果、決算年度末現在高は1億6,021万9,000円でございます。

以上、簡単でございますが、決算の概要について説明を終わらせていただきます。

○高木隆三議長 会計管理者の説明が終わりました。

事務局による細部説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

決算書の5ページ、6ページをお開き願います。まず、歳入から申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合同規約第13条に基づきまして、均等割25%、平成29年1月1日現在の人口割75%に相当する額を両市にご負担いただいたものでございます。按分率で申し上げますと、蓮田市が53.3016%、白岡市が46.6984%の割合でご負担をいただきました。

また、延命化事業分といたしまして、ごみ処理施設の延命化を図るため、通常経費とは別枠で両市にご負担をいただいたものでございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合同規約及び組合同条例に基づきまして、1世帯当たり月額140円を両市にご負担いただいたものでございます。

次に、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室及び会議室の使用料でございます。年間の申し込み件数として116件、総利用人数としては1,182人の利用がございました。

次に、2款2項1目手数料、1節ごみ手数料でございますが、ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ、燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋457万750枚の販売額でございます。

次の搬入ごみ手数料でございますが、組合に直接持ち込まれた廃棄物の処理手数料でございます。一般廃棄物につきましては、税別で10キロ当たり143円、産業廃棄物では10キロ当たり239円の手数料を徴収したものでございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、粗大ごみを各家庭の玄関先で収集した処理手数料でございます。次の一般廃棄物処理許可申請手数料につきましては、ごみの収集運搬に係る許可業者23社の許可更新申請手数料でございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の医院、薬局などから排出される感染性廃棄物などの処理手数料でございます。年間で154件の依頼を受け、延べ610個を収集、処分したものでございます。

次に、廃タイヤ・バッテリー処分手数料につきましては、年1回開催しておりますタイヤ・バッテリー引取会における引き取り手数料でございます。持ち込まれた件数は65件で、前年度と比較いたしまして13件の減でございます。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小

規模の事業所から排出される廃プラスチック類を収集、運搬並びに処分するため使用する有料指定ごみ袋約3,500枚の販売額でございます。

次に、2節し尿手数料でございますが、し尿汲取処理手数料につきましては、汲取り式トイレを利用されている家庭の汲取り手数料でございますが、1世帯につき税別で382円、1人につき同じく334円でございます。

次のし尿量目汲取り処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや公園などに設置されているトイレの汲取り手数料でございますが、税別で10リットル当たり86円を徴収したものでございます。

次の浄化槽清掃業許可申請手数料につきましては、浄化槽清掃業の許可業者3社の許可更新申請手数料でございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金において資金運用を行った延べ4件の運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、各種資源物の売却益でございます。まず、鉄、アルミ売却につきましては、鉄、アルミ、粗大鉄等、約571トンの売却益でございます。前年度と比較しますと、数量は約42トンの減となりましたが、売却単価の値上がりにより約778万円の増となっております。

次のペットボトル売却につきましては、ペットボトル約256トンの売却益でございます。前年度と比較しますと、数量は約8トンの減となりましたが、売却単価の値上がりにより約146万円の増となっております。

次の古紙類売却につきましては、各集積所から収集する新聞、雑誌、段ボール、布類及び市民の方々が当組合へ直接搬入した古紙類の中から回収した雑誌、段ボール、布類など約2,596トン売却したものでございます。前年度と比較しますと、数量は約40トンの減となりましたが、売却単価の値上がりにより約359万円の増となっております。

次のリサイクル家具売却につきましては、エコプラザにおきまして毎月開催しておりますリユース品抽選販売やリユース品常時販売における日用品や衣類など合計1,569件のほか、エコプラザまつりにおけるリユース品即売並びに再生肥料の売却益でございます。

次の小型家電等売却につきましては、小型家電リサイクル法に基づく小型家電製品や携帯電話、パソコンなど約268トンの売却益でございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、6款1項1目組合預金利子につきましては、平成29年度中に資金運用を行った計11件の定期預金利子でございます。

次に、2項1目雑入につきましては、ごみ収集日程表の広告収入並びに職員及び委託業者の駐車場利用料のほか、平成28年度分の東京電力損害賠償金並びに平成29年度市町村職員研修派遣費補助金等でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開き願います。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬及び旅費のほか、議会運営に要した経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、特別職、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

2節給料から5節災害補償費までは、職員33名に係る人件費等でございます。

7節賃金につきましては、事務補助として延べ4名分の臨時職員をお願いしたものでございます。

次に、11節需用費のうち消耗品費につきましては、コピー用紙やコピー機使用カウント料及びトナーカートリッジなどの消耗品等の購入に要した経費でございます。

次に、12節役務費のうちGS1事業者コード手数料につきましては、3年ごとに更新しております指定ごみ袋に印刷されているバーコードの登録更新手数料でございます。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。13節委託料でございますが、上から6行目の例規データベース保守管理業務委託料につきましては、定期的な例規データの更新並びに例規集の追録加除に要した経費でございます。

1つ飛びまして、広報誌等作成業務委託料につきましては、年3回発行している環境センターだよりの作成に要した経費でございます。

次の環境啓発推進事業業務委託料につきましては、市内小中学校から排出される廃食用油をバイオディーゼル燃料としてごみ収集車4台に使用する事業並びに環境センター見学者等への啓発事業にとして委託した経費でございます。

1つ飛びまして、搬入関係伝票作成業務委託料につきましては、ごみを組合に持ち込みした際に使用する計量伝票、し尿清掃券並びに集積所警告シールなどの作成に要した経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、事務用の椅子6脚及び冷蔵庫1台を購入したものでございます。

次に、2目財産管理費の11節需用費の修繕料につきましては、リサイクルステーション及び屋内ストックヤードシャッター2件の修繕に要した経費でございます。

次に、12節役務費でございますが、火災保険料につきましては、ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟、エコプラザなどの建物備品災害共済保険料などでございます。

2つ飛びまして、災害補償保険料につきましては、臨時職員3名分の災害補償に係る保険料でございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。13節委託料の5行目、財務書類作成支援業務委託料につきましては、国の通知に基づき統一的な基準による地方公会計を整理するため財務4表の作成を中心としたシステム構築に要した経費でございます。

次の高圧電気設備細密点検業務委託料につきましては、電気事業法第42条による受電設備の点検に要した経費でございます。

次の用地測量業務委託料につきましては、組合敷地内の公衆用道路用地を分筆登記するため、測量に要した経費でございます。

次に、15節工事請負費の管理棟修繕工事につきましては、管理棟の北側屋根に落雪防止のため雪どめの金具を設置したものでございます。

次の管理棟給水設備改修工事につきましては、場内の地盤沈下により管理棟の給水管に亀裂が生じるおそれがあることから、改修工事を実施したものでございます。

次のリサイクルプラザ研修室等改修工事につきましては、研修室の壁の反射音を軽減するため、吸音対策工事を実施した経費でございます。

次の環境センター場内安全対策工事につきましては、安全対策の一環としてカーブミラー等の設置工事を実施した経費でございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、施設整備基金の積み立てによる運用利子でございます。昨年度は利息分のみ積み立てを行いまして、平成29年度末の基金残高は1億6,021万9,670円でございます。

次の4目公平委員会費から2項1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。3款1項1目清掃総務費でございますが、11節需用費の2行目、燃料費につきましては、ごみ焼却時に使用する重油及び重機等の燃料である軽油を購入した経費でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料といたしまして1億624万9,741円を要したほか、水道料やガス代に要した経費でございます。

次に、12節役務費の指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、販売した指定ごみ袋1枚につき約3円を手数料として販売店に交付したものでございます。

次の清掃券売捌き手数料につきましては、販売した清掃券の額の3%を取扱店に交付したものでございます。

次の13節委託料でございますが、指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用のそれぞれ3種類の指定ごみ袋の製作と指定ごみ袋取扱店への配送業務に要した経費でございます。

次に、粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託料につきましては、インフォメーションセンターにおいて粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受付を行う委託業務に要した経費でございます。

次の計量受付業務委託料につきましては、組合に直接持ち込まれる廃棄物計量受付及び搬入ごみ手数料の徴収業務に要した経費でございます。

次の計量器保守点検業務委託料につきましては、台貫計量器2台について保守点検及び定期検査を実施した経費でございます。

次の計量室建設設計業務委託料につきましては、既設計量器の移設及び計量室の建設工事の設計業務委託に要した経費でございます。

次の施設維持管理運転業務委託料につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設の運転管理業務の委託に要した経費でございます。

次の施設機器保守点検業務委託料につきましては、エレベーター及び自動扉の保守点検に要した経費でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、電気設備の補修工事、経年劣化による各施設の投入扉補修工事及び計量器補修工事に要した経費でございます。

次の27節公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ごみ処理施設がばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物などの発生量に応じて賦課金を納付したものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費の11節需用費の上から3つ目の薬品費につきましては、ごみの焼却に伴い発生する塩化水素を中和除去する消石灰並びに窒素酸化物を中和除去する尿素水のほか、ばいじんの無害化処理に必要なキレート剤などの薬品を購入した経費でございます。

次の機械修繕料につきましては、ごみ処理施設の消防設備の修繕ほか2件の機器修繕に要した経費でございます。

次の13節委託料のうちの集金事務委託料につきましては、粗大ごみ収集及びし尿収集に係る手数料の集金業務の委託に要した経費でございます。

次の燃えるごみ等収集業務委託料につきましては、両市内のごみ集積所からの燃えるごみ、燃やせないごみ、飲食料用缶等などの収集並びに公共施設からの燃えるごみ等の収集に要した経費でございます。

次の粗大ごみ収集業務委託料につきましては、粗大ごみを家庭の玄関先まで戸別に訪問して収集する業務の委託に要した経費でございます。

次の医療系廃棄物収集処分業務委託料につきましては、両市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集及び処分の委託に要した経費でございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集の委託に要した経費でございます。

続きまして、17ページ、18ページをお開き願います。一番上の焼却灰・ばいじん等処分業務委託料につきましては、ごみを焼却する過程で排出された焼却灰及びばいじんなどの資源化または最終処分に要した経費でございます。

1つ飛びまして、ごみ処理施設機器保守点検業務委託料につきましては、ごみ処理施設に設置されているクレーンの年次点検業務のほか、9件の機器保守点検や清掃業務の委託に要した経費でございます。



1つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル処分業務委託料につきましては、ガラス類・ペットボトル、蛍光灯などの処分をそれぞれ委託した経費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございますが、庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用トラックの借り上げに要した経費でございます。

次の重機借上料につきましては、環境センター場内で使用するフォークリフト等5台の重機の借上料でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、焼却炉補修工事につきましては、延命化工事の一環としての通風設備補修工事及び耐火物補修工事に要した経費でございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、ごみ処理施設延命化工事として実施した破砕物搬送コンベア補修工事のほか、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の機器補修工事や緊急補修工事の計23件の工事に要した経費でございます。

続きまして、16節原材料費につきましては、施設の補修などに使用するVベルト、パッキン、フィルター及び機器の補修に使用する部材の購入に要した経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、パイプを切断するための高速カッター及びアームロール車などの荷台などを購入した経費でございます。

次に、3目し尿処理費でございますが、11節需用費の上から2行目の薬品費につきましては、し尿を処理する過程で使用する高分子凝集剤、液体硫酸アルミニウム、次亜塩素酸ソーダなどの薬品の購入に要した経費でございます。

次の機械修繕料につきましては、遠心分離器、ポンプ、ブロア、送風機など、計6件分の点検整備に要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、し尿収集業務委託料につきましては、両市の延べ9,144世帯分の生し尿の収集を委託した経費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託料につきましては、し尿処理施設にある高度処理用活性炭の交換並びに各種貯留槽内の沈澱物の清掃、処分業務を委託した経費でございます。

1つ飛びまして、脱水汚泥処分業務委託料につきましては、し尿を処理する過程で発生する脱水汚泥をリサイクル及び処分する業務を委託した経費でございます。

次のし尿処理施設精密機能検査業務委託料につきましては、法令に基づきましてし尿処理施設の施設状況と処理機能状況を検査する業務を委託した経費でございます。

次に、15節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事につきましては、膜カートリッジケース交換工事ほか3件の工事に要した経費でございます。

次に、16節原材料費につきましては、し尿処理施設で使用するVベルト、ボールバルブ及び膜カートリッジなどの補修材料を購入した経費でございます。

次に、4目リサイクル促進費、8節報償費につきましては、エコプラザで実施している体験講座

並びにエコプラザまつりにおける物づくり体験を依頼した講師12名分の謝礼でございます。

次に、11節需用費の消耗品費につきましては、し尿汚泥再生肥料1,800袋の購入や、エコプラザまつりで実施した牛乳パックとの交換会の品物として、トイレットペーパー3,000個などの購入に要した経費でございます。なお、このトイレットペーパーの購入費に不足が生じたため、同日13節委託料から4万2,000円を流用させていただいております。

次に、12節役務費の傷害保険料につきましては、リサイクルプラザで開催した体験講座の参加者に対する傷害保険料でございます。

次に、13節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託料につきましては、土曜日、日曜日を中心に施設運営の補助及び家具等の補修業務を白岡市シルバー人材センターへ委託した経費でございます。

続いて、19ページ、20ページをお開きください。4款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、地方債の元金で、ごみ処理施設が7件、リサイクルプラザ併設型ストックヤードが4件、合計11件の元金償還でございます。

次に、2目利子につきましては、地方債の利子で、ごみ処理施設が11件、リサイクルプラザ併設型ストックヤード4件、合計15件の利子償還でございます。

続いて、22ページ、23ページをお開き願います。財産に関する調書の1の公有財産、(1)、土地及び建物につきましては、22ページ一番下の合計欄にございますように、決算年度末で土地2万6,884.09平方メートルとなりまして、前年度末現在高に比べ1,538.77平方メートル減少いたしました。これは、主として組合の所有していた宅地及び公衆用道路のうち既に道路認定されている用地について、埼玉県及び白岡市へ無償譲渡したことによるものでございます。

続いて、24ページ、25ページをお開き願います。2の物品につきましては、経年劣化により直示天秤を処分したことにより減となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、決算審査を監査委員に受けていただいておりますので、代表監査委員から審査結果のご報告をお願いいたします。

内田代表監査委員。

○内田 薫代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました内田薫でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、鬼久保監査委員との合議により作成いたしましたお手元の決算審査意見書に基づきまして、2人を代表してご報告を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1の審査の対象、第2の審査の期日は、記載のとおりでございます。第3、審査の方法であります。会計管理者、事務局長及び各課長から平成29年

度における事務の成果並びに評価、課題について報告を求めたほか、不正違法行為の防止対策、内部統制の徹底についても、その方策や見解について、あわせて報告を求めました。

次に、第4、審査の結果でございます。平成29年度の一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、各計数は適正なものとして認められました。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。第5、決算の概要について申し上げます。1、総括でございます。

○高木隆三議長 着座で。

○内田 薫代表監査委員 では、着座にて失礼させていただきます。

歳入決算額は15億6,362万1,137円、歳出決算額は15億3,306万445円でございます。形式収支額は3,056万692円で、翌年度への繰り越し財源はございませんので、実質収支額は同額の黒字となっております。

次の2、財政規模の推移でございますが、平成29年度は平成28年度に比べて、歳入決算額は1億7万2,076円、6.0%の減額、歳出決算額は8,811万3,816円で、5.4%の減額となっております。この減額の主な内容は、歳入におきましては、ごみ処理施設延命化事業が最終年度を迎え大規模な工事が減少したために、両市からの分担金が6,758万8,000円減額となったこと、歳出においても同様に、ごみ処理施設延命化事業に係る工事費が5,967万円減額となったほか、公債費において平成29年度の借入れ元金の償還が開始されたことと、平成13年度に借入れした償還が完了したことによりまして、1,296万1,000円の減額となったためでございます。全体としては、厳しい財政状況下において健全な財政運営が図られたものと認められました。

次の3ページから8ページは、平成28年度と比較した歳入歳出の執行状況を款別に記載いたしましたので、恐れ入りますが、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、9ページの第8、財産に関する調書でございます。1は公有財産、2は物品、3は基金の状況でございます。その明細につきましては、決算書の22ページから25ページに記載したとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第9の結びでございます。決算の審査については、1ページに記載したとおりでございますが、審査の結果を踏まえ、以下、提言、要望事項を述べさせていただきます。

10ページになります。まず、1、群馬県吾妻郡草津町にある新草津ウェストパーク最終処分場への現地視察について、2名の職員の出張命令を行い、現地視察を行ってりましたが、1名の職員のみで復命書の提出となっていました。

蓮田白岡衛生組合職員服務規程では、職員は出張用務を終え帰庁したときは、軽易なものを除き速やかに復命書を任命権者に提出しなければならないと定められていることから、出張した2名の職員の復命書の提出が必要と考えるもので、適正な事務処理を行うよう要望するものでございます。

次に、２、環境センター場内安全対策工事について、工事の業者選定を行う際に、指名参加登録のある業者の中から業種の異なる３業者を選定し、見積もり合わせにより契約を行っておりました。工事発注に際しましては、選定業者の業種を明確にし、適正な業者選定を行い工事を施工するよう要望するものでございます。

次に、３、フォークリフト借り上げ契約書を確認したところ、契約時から着手するまでに約５カ月間の期間を要しておりましたが、確実な契約履行をするためにも、早期に着手するよう要望するものであります。

最後になりますが、４、工事概要説明板を設置してのコスト表示がなされておりましたが、住民への建設工事の透明性の確保と住民並びに職員のコストに対する関心、事業に対する必要性などについて判断する機会となり得ることから、蓮田市が定めている蓮田市建設工事におけるコスト表示実施要領を参考に、工事実施に係る費用のコスト表示の導入について検討するよう要望するものでございます。

以上で平成29年度一般会計決算審査の報告を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

○高木隆三議長 代表監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 36分

再開 午後 零時 36分

○高木隆三議長 現在員12名でございます。

再開いたします。



◎議案第9号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 決算書の8ページで諸収入の雑入です。下から3番目に東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金があります。毎年これお聞きしているのですけれども、昨年度と比較しまして減額となっていて、77万7,532円の減額だったのですけれども、その理由をまずお聞

きいたします。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 この減額の要因は、東京電力の基準の判断が変わりまして、100ベクレル以下のものについては、補償の対象外とするということになりました。以前は、飛灰というばいじん、それから焼却灰、両方が対象となっておりましたが、今現在はばいじん、いわゆる飛灰のみの対象となった関係で、この補償の対象となる埋め立ての数量の換算が変わったために減額となったものでございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 請求は今までどおりしたけれども、基準が変わったから減額で歳入になったということですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 毎年東京電力に対して請求をするわけですが、その請求の段階で東京電力の方針が変わったということでしたので、当初から100ベクレル以下の焼却灰の埋め立て量については、試算から外しての請求をしております。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



### ◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



### ◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第9号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認

定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 38分

再開 午後 零時 39分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議員派遣について

○高木隆三議長 日程第9、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。衛生組合事業運営の参考のため、会議規則第155条第1項の規定により、蓮田白岡衛生組合議員全員を先進地である熊谷市太平洋セメント株式会社熊谷工場、寄居町彩の国循環工場内にあるツネイシカムテックス株式会社、群馬県草津町新草津ウェイトパーク最終処分場に、平成30年11月8日から9日までの2日間を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

よって、会議規則第155条第1項の規定により閉会中に蓮田白岡衛生組合議員全員を熊谷市、寄居町及び群馬県草津町に派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 40分

再開 午後 零時 44分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長　ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島　卓副管理者　それでは、議長のお許しをいただきましたので、9月定例会の閉会前に一言御礼、ご挨拶申し上げます。

本日は、平成30年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございました。また、ご提案申し上げました3議案につきましては、慎重にご審議を賜り、まことにありがとうございました。

当センターでございますが、昨年度から平成25年度から平成29年度までの5年間をかけたごみ処理施設の延命化工事が終了し、各施設ともに順調にたぐいまれ稼働しているところでございます。今後におきましても、市民生活に支障を来すことのないよう適切な施設の維持管理に努めてまいりますので、議員の皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○高木隆三議長　以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて平成30年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時47分